

平成24年1月20日  
社団法人日本クレジット協会

割賦販売法に基づく認定割賦販売協会である当協会は、処分等に関する業務規則第3条第1項第2号並びに第4条第1号及び第2号に基づき、当協会会員である株式会社ジャックスに対し、以下のとおり、自主規制規則の違反行為に対する改善措置及び今後の対応について勧告を行いました。

1. 勧告の対象企業

名称：株式会社ジャックス

所在地：東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号 恵比寿ネオナート

2. 勧告を行った日 平成24年1月10日

3. 処分等の概要

(1) 勧告内容

- ① 支払可能見込額調査を行わず契約を締結したのについて、直ちに調査を実施し、記録を保存すること（割賦販売法第35条の3の3、同施行規則第72条第4項、個別信用購入あっせんに係る自主規制規則第10条）
- ② 上記調査の結果、支払可能見込額超過契約について、購入者等の利益を保護するため適切な措置を講ずること（割賦販売法第35条の3の4、同施行規則第74条、個別信用購入あっせんに係る自主規制規則第19条）
- ③ 社内体制整備のため、全部の役職員に対して法令遵守を周知し、法令遵守体制等の充実、強化を図ること（割賦販売法第35条の26、同施行規則第101条、個別信用購入あっせんに係る自主規制規則第5条）

(2) 今後の対応について

- ① 上記(1)の改善措置に係る改善報告書を一定期間内に提出すること。
- ② 改善措置に係る事項について当協会が定期的に行うフォローアップ調査による確認を受けること。

以上